

生活文化常任委員会次第

令和元年12月11日(水) 午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 市民生活局(文化・スポーツ室、産業振興室、環境室)、農業委員会関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案(7件)

議案第50号 明石市土地改良事業分担金等徴収条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 福井 農水産課長

議案第51号 あかしふるさと図書館条例を廃止する条例制定のこと

議案第55号 明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定
のこと

※ 資料参照 …………… 藤本 文化振興課長

議案第52号 明石市農業共済条例を廃止する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 松田 農業振興担当課長

議案第57号 令和元年度明石市一般会計補正予算(第3号)

[分割付託分]

…………… 村田 文化・スポーツ室長

※ 資料参照 …………… 馬場 施設調整担当課長

※ 資料参照 …………… 田中 新ごみ処理施設建設準備担当課長

議案第62号 議決事項一部変更のこと

※ 資料参照 …………… 田中 新ごみ処理施設建設準備担当課長

議案第63号 明石市立市民会館、明石市立西部市民会館、明石市立市民
ホール及び明石市立中崎公会堂に係る指定管理者の指定
のこと

※ 資料参照 …………… 藤本 文化振興課長

イ 請願（1件）
〔新規〕

元.11.28 第4号	気候非常事態宣言に関する決議を求める請願	辻本 達也 吉田 秀夫 筒泉 寿一 丸谷 聡子	明石市西明石町1丁目 出口 幹郎
----------------	----------------------	----------------------------------	---------------------

② 報告事項（3件）

ア 明石市立文化博物館の次期指定管理者候補者の選定について

※ 資料参照 …………… 藤本 文化振興課長

イ 無錫市との青少年交流について

※ 資料参照 …………… 今井 国際交流担当課長

ウ 気候変動に適応するための対策強化について

※ 資料参照 ……………市川 環境室長兼環境総務課長

③ その他

……………（理事者入れ替え）……………

(2) 市民生活局（市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター）関係

① 付託された議案の審査

議案（3件）

議案第56号 明石市立コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 堂上 コミュニティ・生涯学習課長

議案第57号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第3号）

〔分割付託分〕

…………… 岩崎 市民協働推進室長兼人権推進課長

議案第58号 令和元年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第1号）

… 合田 次長（斎場担当）兼斎場管理センター所長

② 報告事項（1件）

ア ウィズあかし貸室の増室について

※ 資料参照 …………… 堂上 コミュニティ・生涯学習課長

③ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳について
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
- (3) 葬祭事業について
- (4) コミュニティ及び人権推進について
- (5) 男女共同参画及び生涯学習について
- (6) 文化芸術、国際交流、文化財保護及びスポーツについて
- (7) 商工業及び農水産業について
- (8) 天文科学館について
- (9) 環境衛生及び環境保全について
- (10) 動物愛護について

4 閉 会

以 上

議案第50号関連資料

明石市土地改良事業分担金等徴収条例について

1 提案の目的

本案は、土地改良事業等の施行により利益を受ける者から、当該事業費に充てるため事業費の一部を分担金等として徴収するために条例を制定しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

土地改良事業等とは、兵庫県又は明石市が行う土地改良法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する土地改良事業、および市長が定める事業（3号事業）のことをいう。

※土地改良事業：ため池、水路、農道等における整備・維持管理・災害復旧等

※3号事業：土地改良法によらない事業

（土地改良施設維持管理適正化事業、市単独事業等）

(2) 分担金の徴収する相手

事業によって利益を受ける者（土地所有者、農業者、水利組合、土地改良区等）

① 県営事業…法第91条第3項に規定する者

② 市営事業…法第96条の4第1項において準用する法第36条の3第1項に規定する者

③ 3号事業…事業によって利益を受ける者

(3) 分担金の額

① 県営事業…市負担額に市長が定める割合を乗じて得た額（法第91条第2項）

② 市営事業…事業費から国・県の補助金を差し引いて得た額に、市長が定める割合を乗じて得た額

③ 3号事業…事業費から国・県等の補助金を差し引いて得た額を超えない範囲内で市長が別に定める額に、市長が定める割合を乗じて得た額

※市長が定める割合：市負担額および事業費から国・県等の補助金を差し引いた額の50%以下としている。

(4) 特別徴収金

受益者が土地改良事業完了後に土地を目的外用途に供した場合は、特別徴収金を徴収する。（県営事業、市営事業）

(5) 分担金等の徴収の猶予及び減免

市長が特に認めたときは、分担金又は特別徴収金の徴収を猶予、減免、免除する。

3 実施時期

令和2年4月1日より施行

4 経 緯

これまでも、事業により利益を受ける者（水利組合、土地改良区等を含む）から「寄付金」として事業費の一部を受納し、土地改良事業等を実施してきたところであるが、地方自治法第228条第1項の規定に基づき条例を制定することで、事業の施行より受益をうける者に対する「分担金」として徴収し、より適正に執行しようとするものである。なお、この条例の制定により、地元の実質負担が変更になるものではない。

生活文化常任委員会資料
2019年(令和元年)12月11日
市民生活局文化・スポーツ室文化振興課

議案第51号・第55号関連資料

あかしふるさと図書館条例の廃止及び明石市生涯学習センター条例の一部改正について

あかしふるさと図書館（以下、「ふるさと図書館」）及び明石市生涯学習センター分室（以下、「分室」）は、両施設が所在する旧市立図書館の建物が耐震性を満たしておらず老朽化も著しいことから、2020年(令和2年)3月31日での閉館に向け取り組みを進めてきました。

については、市民への周知期間も鑑み、2019年(令和元年)12月議会において、あかしふるさと図書館条例及び明石市生涯学習センター条例を廃止及び改正しようとするものです。

1 条例改正等の概要

(1) 対象条例

- ・あかしふるさと図書館条例 : 廃止
- ・明石市生涯学習センター条例 : 改正（分室にかかる部分を削除）

(2) 施行期日

2020年(令和2年)4月1日

2 旧市立図書館の建物について

明石市立図書館及び中央公民館の設置を目的として、1974年(昭和49年)、県立明石公園内に建築されました。

当該建物は、旧耐震基準に基づいて建設されているため耐震性に問題があるだけでなく、空調設備や給排水設備などの老朽化が著しく、継続して使用するためには、耐震化に加え、大規模改修が必要となります。

3 兵庫県からの占用許可について

ふるさと図書館は、明石市制施行100周年及び明石城築城400周年にあわせ、ふるさと関連図書を配架する施設として、また、分室は、ふるさと図書館に付随する貸室という位置づけで、兵庫県の占用許可を受けており、占用許可期間が満了する2023年(令和5年)3月末までに、兵庫県に敷地を返還する必要があります。

なお、敷地の返還方法については、引き続き兵庫県と協議を続けてまいります。

4 市民への周知

議決後に、広報あかし、HP等で周知してまいります。

議案第52号関連資料 明石市農業共済条例の廃止について

1 廃止の目的・理由

これまで市町または事務組合による公営事業として実施してきた農業共済事業が、令和2年4月に新たに県全域を事業区域とした新組合「兵庫県農業共済組合」により実施されることに伴い、条例を廃止する。

2 概要

農業保険法で、農業保険は農業共済組合若しくは農業共済組合連合会又は市町村が行うこととされており、兵庫県の場合、これまで17市町9広域組合が公営で実施してきた。

しかしながら、高齢化や後継者不足による農業者の減少や、平成31年1月から水稲共済をはじめとする農業共済制度が見直されたことにより、大幅な加入者数の減少が見込まれることから、農業共済事業も効率的な運営が必要となった。

そこで、スケールメリットが活かせるよう、令和2年4月に県下一組合となる新組合「兵庫県農業共済組合」が設立されることとなった。平成31年4月には、兵庫県農業共済組合連合会並びに17市町9広域組合及び立会人の兵庫県と「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書」を締結した。

これに基づき、本市農業共済条例を廃止し、農業共済事業について新組合に引継ぐ。

3 他市町の動向

兵庫県下の市町は、本市と同様、12月議会に提案。

4 実施時期

令和2年4月1日

5 その他

(1) 新組合設立のスケジュール

令和2年1月21日	新組合創立総会
令和2年1月	新組合設立の認可を県に申請
令和2年4月1日	新組合設立

(2) 本市の共済引受戸数

①水稲共済	253戸(令和元年度)
②家畜共済	4戸(平成30年度)
③園芸施設共済	6戸(平成30年度)

議案第57号関連資料

明石市立市民会館等への公共施設予約システムの導入について

明石市立市民会館等の貸室予約にかかる利用者の利便性の向上を図るため、明石市立市民会館等に公共施設予約システムを導入しようとするものです。

1 目的

(1) 予約方法の充実

現在は、来館または電話によるものとしておりますが、これらに加え、WEB経由での予約が可能となります。

(2) 受付時間の拡大

現在は、開館時間中に限っておりますが、WEB経由であれば、夜間や休館日でも予約が可能となります。

(3) 空き室確認の一元化

現在は、各施設それぞれに空き室状況を確認する必要がありますが、一つのWEB画面で複数施設の空き状況を確認することが可能となります。

2 概要

(1) 導入システム

- ・公共施設予約システム「eG-Reserve」
- ・複合型交流拠点ウィズあかし（生涯学習センター、男女共同参画センター）での導入実績あり。

(2) 導入施設（5施設）

市民会館、西部市民会館、市民ホール、中崎公会堂、あかし市民広場

3 予算額

3,000千円（委託料）

4 スケジュール

2020年1月 契約手続き

2月 システム構築

3月 仮稼働（運用テスト、操作研修など）

4月 本稼働（WEBでの空室確認・予約申込の開始）

議案第57号関連資料

明石クリーンセンター破砕選別施設包括管理事業について

1 提案理由

2006年度(平成18年度)から、明石クリーンセンター破砕選別施設の維持管理業務を包括的民間委託で行っていますが、4回目となる委託期間が2020年(令和2年)3月末で完了となります。本業務は、2020年(令和2年)4月から引き続き行う必要があることから、入札準備のため、今回、債務負担行為を追加しようとするものです。

2 業務委託の概要

(1) 内 容	保全工事業務、運転管理業務、建築物・関連施設管理業務、用役等調達業務		
(2) 契約方法	制限付一般競争入札		
(3) 期 間	2020年度から2024年度まで		
(4) 限 度 額	1,255,000千円		
年 度 割	2020年度	251,000千円	
	2021年度	251,000千円	
	2022年度	251,000千円	
	2023年度	251,000千円	
	2024年度	251,000千円	

※ 参 考

履行中の当該事業

(1) 期 間	2015年度から2019年度まで
(2) 事 業 費	1,040,482,547円
(3) 受 託 者	川崎重工業株式会社

取締役社長 村 山 滋

議案第62号関連資料

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約について

1 提案理由

10月1日に、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられたことにより、請負金額を増額する必要が生じ、議会の議決を得た契約内容の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

2 議案内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事 |
| (2) 契 約 日 | 令和元年7月2日 |
| (3) 工 期 | 令和元年7月3日～令和2年3月10日 |
| (4) 当初請負金額 | 333,720,000円 |
| (5) 変更後請負金額 | 339,900,000円
(6,180,000円増額) |
| (6) 相 手 方 | 住所 大阪市北区中之島2丁目3番33号
会社名 住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店
代表者職氏名 支店長 菊池 清友 |
| (7) 変更内容 | 消費税率の変更のみで増工等当初設計内容に変更なし |

議案第63号 関連資料
明石市立市民会館等に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 名称 明石市立市民会館
所在地 明石市中崎1丁目3番1号
- (2) 名称 明石市立西部市民会館
所在地 明石市魚住町中尾702番地の3
- (3) 名称 明石市立市民ホール
所在地 明石市本町1丁目1番32号
- (4) 名称 明石市立中崎公会堂
所在地 明石市相生町1丁目9番16号

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	共立・NTTファシリティーズ共同事業体	
	代表団体	構成団体
	株式会社 共立	株式会社 NTTファシリティーズ
所在地	東京都渋谷区代々木5丁目40番13号	東京都港区芝浦3丁目4番1号
主な事業	劇場・舞台管理	ビル・設備マネジメント

3 制度活用により期待される内容

(1) サービス及び施設管理について

項 目	現 行	提案内容	摘 要
開館時間	9:00~22:00 (市民会館・西部市民会館) 9:00~21:00 (市民ホール・中崎公会堂)	同左	使用時間の繰り上げや超過に柔軟に対応することが継続される。
休館日	毎週月曜日 (市民会館・西部市民会館・中崎公会堂) 毎週木曜日(市民ホール) 年末年始(12月29日から1月3日まで)	同左	休館日の開館について、必要に応じた柔軟な対応が継続される。

項目	現行	提案内容	摘要
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者を含め、16人の職員と業務委託先からの職員等で運営 ・スタッフの地元優先雇用 	<p>同左</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績ある責任者が継続配置され、安定した運営体制が確保される
貸館業務	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる空き情報などの情報提供のほか、オンラインチケットシステムや各種メディアの活用 ・受付時間 9:00～20:00 ・記録撮影・録音業務、演出オペレータの手配など利用者の利便性に寄与するサービスの展開 	<p>市で構築予定の予約システムについて、現段階からカスタマイズの協力を行っており、導入の際にはスムーズな運用体制を整える</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が構築予定の予約システムについてスムーズな導入・運用が期待できる ・受付時間の延長が継続され、利用者の利便性が確保される
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民企画委員会」による企画立案、準備、事業の実施から、「市民企画事業」の募集、実施へ発展 ・「明石第九演奏会事業」、寄席(落語)、しまじろうコンサート等実施 ・アウトリーチ事業 ・「舞台技術&アートマネジメント講座」を開催 	<p>企画募集の仕組みを継続</p> <p>・左記に加え、文化国際創生財団と連携し「佐渡裕指揮、兵庫県芸術文化センター管弦楽団 公演」を開催する。</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、バックアップなしでも、自主的な文化芸術活動を行える土壌の創生が期待できる ・指定管理者が主体となり、ノウハウを活かした公演を開催するとともに、財団と引き続き連携することで、アウトリーチ等の事業の充実と効率化が期待できる ・高齢者や障害のある方など、より多くの市民に、芸術鑑賞を楽しんでいただくことが出来る ・市民企画委員会と関連させる形で更なる人材育成が期待できる

	・市民企画委員会 5 周年記念事業、市制 1 0 0 周年記念事業を開催	・市民企画検討委員会を組織し、市民会館 5 0 周年記念事業、西部市民会館 2 5 周年記念事業を開催	・市民を巻き込んだ継続的な取り組みで、2 年目、5 年目に周年イベントの充実が期待できる
--	--------------------------------------	---	--

(2) 経費の増減（見込み額）

（単位：千円）

令和元年度 指定管理料（協定額） 消費税 8 %	令和 2 年度 指定管理料（提案額） 消費税 8 % で算出	増減額	増減率
1 6 6 , 3 5 0	1 6 6 , 3 5 0	0	0 %

明石市立文化博物館の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

令和3年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立文化博物館について、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとする。

2 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、調査・研究部門を除いて、民間企業のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

3 指定期間

継続性、安定性を高め、事業の中長期的な展開を可能とすることで、文化芸術に関する事業の充実、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、5年間とする。

4 利用料金制

展覧会における企画・PR等の努力により観覧料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用する。

(参考) 選定スケジュール

時期	内容
令和2年1月	第1回選定委員会(選定方法・募集要項の検討)
令和2年2月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
令和2年3月～4月	第2回選定委員会(指定管理者候補者の書類審査) 第3回選定委員会(指定管理者候補者の面接審査・選定)
令和2年4月～5月	候補者の選定、選定結果の通知
令和2年6月	指定議案の提出(令和2年6月議会) 指定の通知及び告示
令和2年11月	基本協定・年度協定の締結
令和3年3月	事務引継ぎ(現・指定管理者⇒次期・指定管理者)
令和3年4月	次期・指定管理者による管理運営業務の開始

無錫市との青少年交流について

本市と中華人民共和国江蘇省無錫市は、1981年(昭和56年)に友好都市提携を締結して以来、行政間の交流はもとより、文化やスポーツ、教育など様々な分野で市民交流を続けています。

近年は、両市の親善を深めるとともに、次代を担う青少年の国際感覚の醸成を図ることを目的として青少年交流事業を実施しています。本年12月に、無錫市から青少年サッカー交流団が来明し、本市青少年とサッカーを通じた交流を行います。受け入れの概要については、以下のとおりです。

1 無錫市青少年サッカー交流団

団長 無錫市体育運動学校 王昕(おう きん)副校長

団員 無錫市小学生15人、引率者5人 計21人

2 受け入れ期間

2019年(令和元年)12月12日(木)から12月16日(月)

3 内 容

(1) サッカー交流(場所:大蔵海岸多目的広場)

12月14日(土) 明石市内小学生とヴィッセル神戸サッカースクールコーチによる練習会および交流試合

12月15日(日) 明石市内小学生と合同練習および交流試合

(2) その他

表敬訪問、市内視察(天文科学館、文化博物館)等

4 協 力

明石市体育協会、明石サッカー協会

気候変動に適応するための対策強化について

1 目的

近年、世界各地では、地球温暖化を起因とする極端な気候変動により、気象災害が頻繁に発生しており、日本においても例外ではありません。

国連では、2015年に採択したSDGsにおいて、17の目標の中に「気候変動に対する具体的な対策を」を掲げ、気候変動の要因となる温室効果ガス排出削減の強化が求められています。

本市では、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及や事業者とのレジ袋削減協定の締結など、様々な施策を実施してきましたが、誰もが安全に安心して暮らし続けられる社会を目指し、「SDGs未来安心都市明石」を掲げている本市としましては、気候変動に対する取り組みを充実させ、強化を図る必要があると考えています。

これらのことから、気候変動対策の推進に関する確固たる方針として、「気候非常事態宣言」を表明し、市民や事業者の理解、賛同を得て、課題を先送りすることなく、子どもたちが安心して、未来に希望を持てるまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

2 気候非常事態宣言表明の現状

気候変動への政策立案や取り組みを優先的に実施するための世界的な流れとして、「気候非常事態宣言」を表明する自治体が増加しています。2019年9月末現在、宣言を表明した自治体は世界で1,042に達しますが、2019年当初では約300自治体ほどしかなく、短期間に急速な広がりをみせています。

日本国内では、2019年9月に長崎県壱岐市が宣言を表明、翌10月には鎌倉市が議会提案により、市に宣言を促す決議をしています。今後、同様の流れは他の自治体においても続くと考えられますが、両市はいずれもSDGs未来都市に選定されていることから、選定都市においてはその傾向が強くなると思われま

3 宣言後の対策方針

①危機的状況の周知・啓発	地球温暖化の加速化や気候変動がもたらす危機的状況の認識強化
②地域循環共生圏の構築推進	地域資源の循環による「環境・経済・社会」の統合的向上を推進
③気候変動を増幅させない仕組みづくりの推進	環境配慮型のまちづくり(ごみ減量・再資源強化、エコ開発など)

4 今後の予定

宣言については、この度の委員会報告後、宣言案を作成し、その内容について市民参画手続き(市民意見公募及び環境審議会)を経た後、3月議会に議案として提出する予定です。

生活文化常任委員会資料
2019年(令和元年)12月11日
市民生活局市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

議案第56号関連資料

明石市立コミュニティ・センター条例の一部改正について

1 改正の目的

旧あかねが丘学園の敷地を売却するに当たり、朝霧コミュニティ・センターを移転して、朝霧北コミュニティ・センターと統合するとともに、コミュニティ・センターの利便性の向上及び施設の有効活用を図るため、施設の使用区分等の変更をしようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 明石市立朝霧コミュニティ・センターを移転し、明石市立朝霧北コミュニティ・センターと統合し、名称を朝霧コミュニティ・センターとする。
- (2) 施設使用料について、現行の午前・午後・夜間の使用区分から、1時間単位の料金区分に変更する。
- (3) 主にスポーツ活動で使用する大型施設について、片面使用を可能とする。

3 改正に至った背景

- (1) 旧あかねが丘学園敷地を売却するに当たり、朝霧コミュニティ・センターと朝霧北コミュニティ・センターを統合するとともに、名称を他の中学校コミュニティ・センターと同様、設置する中学校名と同じ名称にするものです。
- (2) 施設使用料については、一時間の使用であっても使用区分料金を支払う必要があるとともに、使用が終わった部屋については、空いているにも関わらず、使用区分時間内は他の者に貸し出すことができない状況であるため、施設の使用区分を変更し、使用者の利便性の向上及び施設の有効活用を図ろうとするものです。
- (3) 藤江小学校区コミュニティ・センターの体育室及び中学校コミュニティ・センターのスポーツ室については、全面使用されることが少なく、部屋の一部(片面等)の使用が多い中、現行では空いているスペースに使用の要望があっても貸し出すことができない状況であるため、施設の片面使用を可能とし、使用者の利便性の向上及び施設の有効活用を図ろうとするものです。

4 実施時期

令和2年4月1日

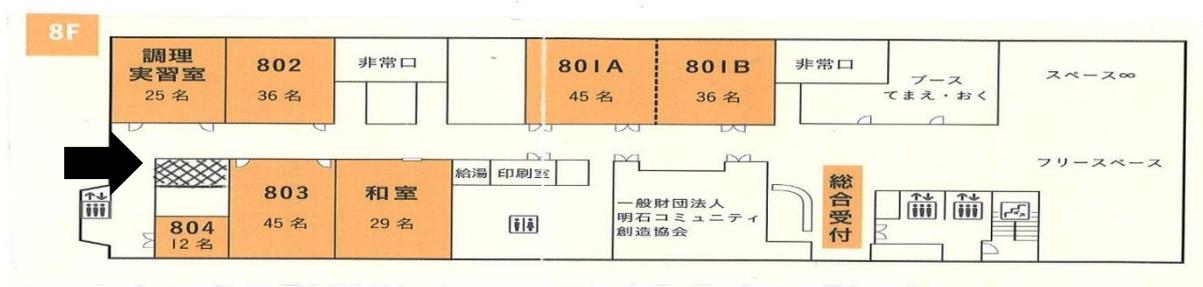
ウィズあかし貸室の増室について

ウィズあかし(生涯学習センター・男女共同参画センター・市民活動支援センター)は、平成29年度(2017年度)より指定管理者(一般財団法人明石コミュニティ創造協会)が運営を行っており、ホール・貸室ともに稼働率は順調に推移しています。

なかでも小会議室は稼働率が高く、市民からの利用希望をお断りせざるを得ないことも多いため、貸室の増室に向け調整を行っています。

1 増室する貸室

8階の旧明石国際交流協会の事務室 面積：約18㎡ 定員：8～10名程度
(参考 学習804室 面積：28.4㎡ 定員：12名)



2 ウィズあかし貸室の利用状況

(1) 稼働率(2019年度は9月末現在の数値。)

	学習室 701	学習室 702	学習室 703	学習室 704	学習室 801	学習室 802	学習室 803	学習室 804
2019	72.8	78.8	73.7	66.1	77.1	67.4	66.3	85.3
2018	74.5	79.8	75.8	70.9	79.4	68.1	65.6	86.8
2017	76.1	71.4	76.4	70.4	75.1	58.1	61.0	88.1
2016	67.6	-	69.3	70.2	79.4	23.9	71.3	85.3

(2) 抽選申込数及び当選確率(2018年度)

	学習室 701	学習室 702	学習室 703	学習室 704	学習室 801	学習室 802	学習室 803	学習室 804
申込数	649	234	398	329	872	296	300	908
当選確率(%)	39.1	61.1	53.3	46.8	40.8	45.3	43.3	37.0

※抽選申込とは、毎月1日に希望の部屋を予約するための申し込み。

3 スケジュール案

令和2年 3月議会 生涯学習センター条例改正案を上程
4月 供用開始